

統計法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 改正の内容

- 一 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十四号）の施行に伴い、行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者が、国等に納めなければならない手数料の額及び納付の方法を定めること。（第十二条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年五月一日）から施行すること。